

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成27年9月29日

鈴鹿市議会議長  
大杉吉包様

提出者  
文教環境委員会  
委員長 後藤光雄

(提案理由)

国に対し、義務教育費国庫負担制度の存続及び国の責務として必要な財源をさらに確保するよう要請するため。

## 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものである。

これまで平成16年の三位一体改革や平成22年の地域主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の堅持や一括交付金化の対象外とすることが明確にされてきたが、今後の改革によるこの制度への影響を注視する必要がある。

この制度は、昭和25年に地方自治をすすめるという観点から廃止、一般財源化された。その後、児童一人あたりの教育費に約2倍の地域間格差が生じた結果、この制度が昭和28年に復活した。しかし、昭和60年以降、再び一般財源化がおしすすめられ、平成18年からは国庫負担率が3分の1に縮減されている。現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費が地方交付税として一般財源のなかにくみこまれている。しかし、地方財政が厳しくなり、一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して実際に各地方で予算措置された比率（措置率）は低く、地域間格差も広がっている。平成26年度、三重県内小中学校においては総額で約7億円が教材費として措置されたが、まだまだ低い状況である。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、その時々の方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められる。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日

鈴鹿市議会議長 大杉吉包